

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和3年1月15日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年5月28日から同年6月28日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年5月28日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゲオ下松店・ウォンツ下松桜町店
所在地 下松市桜町一丁目1589の1

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。